

就業構造基本調査

調査実施者 説明資料

(審査メモで示された論点に対する回答)

総務省統計局

1 (1) 調査事項の変更① (働き方改革関連の事項)

論点 a フリーランス関係

(a) 本調査で追加することにした背景と、想定されている利活用を挙げてください。

【回答】

フリーランスについては、多様な働き方の一つとして、高齢者雇用の拡大、社会保障の支え手・働き手の増加などに貢献することが期待されている一方、フリーランスとして安心して働ける環境を整備する必要性が高まっている。このような中、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」(令和3年3月26日内閣官房・公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省)

(以下「フリーランスガイドライン」という。)が策定されるなど今後もフリーランスという働き方が増加していくことが期待されており、フリーランスガイドラインを取りまとめた内閣官房からも就業構造基本調査においてフリーランスを把握することについての要望を受けている。

そのようなフリーランスについて、その総数を把握するとともに、フリーランスとして安心して働くためには、産業・職業の構造に加え、年間就業日数・週間就業時間、所得、フリーランスとしての働き方を選んでいる理由などを把握し、その実態を把握する必要があるため、就業・不就業の状態を地域別に明らかにする大規模調査である本調査で把握することとしている。

これらフリーランスに関する新たなデータが提供可能となることにより、今後、フリーランスが安心して働ける環境整備に向けた各種取組の基礎資料として利活用されることなどを想定している。

(b) 本調査における「フリーランス」の定義について説明してください。その定義は、一般的に使われている(政策的な活用や他の調査等で使われている場合を含む。)定義に沿ったものでしょうか。また、フリーランスとしての働き方をしている方を本調査で適切に把握することができるのでしょうか。

【回答】

ア 今回の計画変更に当たってのフリーランスとして把握すべき定義については、法令上の明確な定義はないものの、前述のフリーランスガイドラインは、「成長戦略実行計画」(令和2年7月17日閣議決定)において、フリーランスとして安心して働ける環境を整備するため、政府として一体的に保護ルールの整備を行う一環として策定されたものであって、これに関連する行政施策の検討に資することができるデータを提供する観点から、本調査では、フリーランスガイドラインで示された以下の定義に則って調査を行うこととしている。

実店舗がなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者を指すこととする

(詳細は次々頁の「参考」を参照)

(参考) フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン

(令和3年3月26日内閣官房・公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省) - 抜粋 -

<別紙1>フリーランスの定義について

定義：実店舗がなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者

- 例えば、「実店舗がなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者」が他に雇用契約の下で働く場合に、当該雇用契約における業務を行うときの雇用主との関係では、本ガイドラインにおける「フリーランス」とはしない。一方で事業者との業務委託契約（請負契約や準委任契約）だけでなく、消費者を相手に物品やサービスを販売する者については、本ガイドラインにおける「フリーランス」としてしている。
- 「実店舗」については、専用の事務所・店舗を設けず、自宅の一部で小規模に事業を行う場合は「実店舗」に区分しないこととし、共有型のオープンスペースであるコワーキングスペースやネット上の店舗も実店舗としない。耕地や漁船を有して、耕作や漁業をする農林漁業従事者は「フリーランス」とはしない。
- 「雇人なし」については、従業員を雇わず自分だけで又は自分と同居の親族だけで個人経営の事業を営んでいる者とする。

論点 b テレワーク関係

(a) 本調査で追加することにした背景と、想定されている利活用を挙げてください。

【回答】

「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において新しい働き方・暮らしの改革が推進されていることや、新型コロナウイルス蔓延防止対策の一環としてテレワークが強く推奨されたことなどに伴い、テレワークが普及してきていることに加え、働く場所を選ばないテレワークにより地方創生、東京一極集中是正などに貢献することが期待されているところである。

このため、産業、職業、都道府県別にテレワークの普及状況を把握するとともに、テレワークによる年間就業日数や週間就業時間への影響、育児・介護の有無・頻度などテレワークの普及に伴う就業構造の変化を把握するため、本調査においてテレワークに係る調査事項を追加することとしている。

これらテレワークに関する新たなデータが提供可能となることにより、働き方改革の推進に向けた各種取組の基礎資料として利活用されることなどを想定している。

(b) 本調査における「テレワーク」の定義について説明してください。その定義は、一般的に使われている（政策的な活用や他の調査等で使われている場合を含む。）定義と同じでしょうか。例えば、もともと実店舗がなく ICT を活用して自宅で仕事することが常態となっている場合などは、テレワークに該当すると判断するのでしょうか。

【回答】

テレワークに関しては、法令で定められた明確な定義がないため、本調査における定義は、通信利用動向調査（総務省）、「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」（厚生労働省）、「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」（厚生労働省）などの定義を参考に、以下のとおり考えている。

——定義——

テレワークとは、以下に該当する場合のことをいいます。

- 情報通信技術（ICT=Information and Communication Technology）を活用して、普段仕事を行う事業場・仕事場とは違う場所（自宅、サテライトオフィス、出先、移動中の乗り物等）で仕事をすること。
- 雇われている人が、在宅勤務（自宅で情報通信技術を用いて仕事を行う勤務形態）により、自宅で仕事をすること。
- 雇人がいない自営業主が、注文者から委託を受け、情報通信技術を活用して自宅又は自宅に準じた場所で成果物の作成又は役務の提供を行う仕事（この形態を「自営型テレワーク」といいます。）をすること。

なお、内職（家内労働）は、在宅での働き方のうち、製造・加工業者などからの物品の提供を受けて、物の製造、加工などをする仕事であり、ICT を活用していないという点で、テレワークとはなり

ません。

上記の定義から、実店舗がなく ICTを活用して自宅で仕事をするのが常態となっている場合は、普段仕事を行う場所が自宅になるため、在宅勤務又は自営型テレワークの要件に該当すれば、本調査におけるテレワークに該当するものと考えている。

○参考

統計調査名・ガイドライン名	テレワークの定義
令和2年通信利用動向調査	「テレワーク」とは、通信ネットワークを活用することにより、本来の勤務地とは別の場所で働く勤務形態
「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」 (平成30年2月 厚生労働省)	注文者から委託を受け、情報通信機器を活用して、主として自宅又は自宅に準じた自ら選択した場所において、成果物の作成又は役務の提供を行う就労(法人形態により行っている場合や、他人を使用している場合等は除く。)
厚生労働省「在宅就業者総合支援事業」 HOME WORKERS WEB 自営型テレワークに関する総合支援サイト	自営型テレワークは家内労働(内職)ではない。 自営型テレワークは、パソコン等の情報通信機器を活用し、インターネットを通じて成果物の作成や役務の提供をやりとりするという点で、家内労働法の適用を受ける家内労働者とは異なります。 家内労働者とは、在宅での働き方のうち、製造・加工業者などからの物品の提供を受けて、物の製造、加工などをする人のことです。
「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」(令和3年3月25日 厚生労働省)	1 趣旨 労働者が情報通信技術を利用して行う事業場外勤務(以下「テレワーク」という。)には、(以下、略) 2 テレワークの形態 テレワークの形態は、業務を行う場所に応じて、労働者の自宅で行う在宅勤務、労働者の属するメインのオフィス以外に設けられたオフィスを利用するサテライトオフィス勤務、ノートパソコンや携帯電話等を活用して臨機応変に選択した場所で行うモバイル勤務に分類される。
厚生労働省 「テレワーク総合ポータルサイト」	テレワークの定義 テレワークとは「情報通信技術(ICT = Information and Communication Technology)を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方」のこと。Tel(離れて)とWork(仕事)を組み合わせた造語です。要するに本拠地のオフィスから離れた場所で、ICTをつかって仕事をすることです。 テレワークは働く場所で分けると、自宅で働く在宅勤務、移動中

	や出先で働くモバイル勤務、本拠地以外の施設で働くサテライトオフィス勤務があります。
--	---

(c) 新A6 (1年間のテレワークの実施状況) の選択肢について、1日のうち少しでもテレワークを実施した日数が1年間の就業日数に占める割合に着目し、20%ポイントごとに区分する理由を説明してください。

【回答】

テレワークの実施時間について細かな時間数まで把握することは、報告者負担が著しく大きい上に、正確な回答が得られるかどうかという観点から疑義がある。このため、今回の調査では、おおまかな傾向を把握することを目標としており、週5日制を前提に、おおむね1週間のうち1日程度(1日/5日)テレワークをした場合には、20%と考えられることから、20%ごとの区分で回答を求めるとしている。

論点c 副業等関係

(a) 副業に係る従業上の地位・就業形態を把握する調査事項の選択肢を細分化することで、副業に係るフリーランスについて把握する以外に、どのような利活用が可能になるか説明してください。

【回答】

今回の見直しによる副業に係る従業上の地位・雇用形態の調査事項の選択肢の細分化のうちフリーランスに関する以外では、従来は雇用者としてしか把握できていなかったものの、それを正規・正規以外の区分で把握することにより、副業の詳細な雇用形態別に、職業、産業、就業時間別の有業者数などの新たなデータが提供可能となる。

これにより「副業・兼業の促進に関するガイドライン」(厚生労働省)が平成30年に策定されるなど、その促進に向けた環境整備が進められている中で、副業の促進に向けた各種取組の基礎資料として利活用されることなどが想定されるとともに、都道府県産業連関表の付帯表において副業がより精緻に推計することもできるようになると考えている。

(b) 本調査における「おもな仕事以外の仕事」の定義について説明してください。

(c) 近年、副業がより一層一般化し、中には副業を複数持っている場合も考えられますが、本調査では複数の副業がある場合に、それぞれを把握する形にはなっていません。

- ① 複数の副業を持っている場合に、どの仕事について回答を求めるのでしょうか。また、それは、報告者に対して、どのように説明されるのでしょうか。

【回答】

本調査において「おもな仕事以外の仕事」については特段の定義をしていないものの、仕事を複数持っている場合は、就業時間又は収入の多寡により、また、これらによって決め難い場合は、最終的には本人の判断により、そのうちの1つを「おもな仕事」として、もう一方を「おもな仕事以外の仕事」として回答を求めているところであり、この旨を調査票の記入要領に記載する予定である。

(c) 近年、副業がより一層一般化し、中には副業を複数持っている場合も考えられますが、本調査では複数の副業がある場合に、それぞれを把握する形にはなっていません。

- ② 例えば、国民経済計算において、本調査も用いつつ総労働者数を推計するに当たり、副業者数が過少に推計されるなど、利活用上の支障はないのでしょうか。
- ③ 将来的に、複数の副業がある場合、その全てを回答いただくお考えはあるのでしょうか。

【回答】

本調査で複数の副業を把握することについては、副業者数が約 268 万人と有業者に占める割合は4%程度であり（平成 29 年時点の本調査結果）、複数の副業を持つ者はさらに少ないことが見込まれることから、複数の副業を持つ者に対して、現状の副業がある者と同等の調査事項（雇用形態・従業上の地位、産業）により、それぞれの副業の内容について回答を求めるよりも、副業を持つ者に対して、その主な副業について調査事項を拡充（職業、週間就業時間）し、その主な副業についてのより詳細な状況を把握することの方が有用であると考えている。さらに、本調査では、報告者負担に鑑み従来から1枚の調査票で調査を行ってきたところ、現在の調査票案に加えて、複数の副業を把握する場合、1枚の調査票では足りず複数枚の調査票が必要になること、また、回答の分岐が複雑になることが想定され、報告者負担のみならず、実査を担う地方公共団体や統計調査員の審査事務等の負担の増加が見込まれる。このため、現状では、複数の副業について把握することは考えておらず、将来的な把握に当たっても上述のとおり報告者負担のみならず、実査を担う地方公共団体や統計調査員の審査事務等の負担の増加を考慮した慎重な検討が必要である。

なお、副業については、今回の見直しにより、新たに副業の就業時間を把握することとしているため、国民経済計算における経済活動別の労働投入量の精緻な推計にも寄与するものと考えている。

(d) 新A15では、報告者は、副業の従業上の地位や雇用形態を回答することになりますが、例えば、以下のような場合は、いずれの選択肢に区分することとなるのでしょうか。

- ① 他に本業がある有識者が、政府の審議会等に出席して謝金を得ている場合
- ② 大学病院に勤務している医師が、他の診療所で非常勤で勤務している場合

【回答】

本調査において「有業者」とは「ふだん収入を得ることを目的として仕事をしている」としており、2つの事例がこの定義に合致しているとすれば、副業に該当する。その上で、①については、政府の審議会等の委員等として任命され、当該審議会等に出席して謝金を得ている場合は、一般的な公務員と同様に「雇われている人」に該当し、委嘱された内容に基づいてそれぞれの雇用形態に応じた区分で回答いただくことになる。また、②については、他の診療所に雇用契約に基づき勤務している場合は、「雇われている人」に該当し、雇用契約の内容に基づいてそれぞれの雇用形態に応じた区分で回答いただくこととなり、そうでない場合は、法人として業務を受注していなければ自営業主として回答いただくこととなる。

論点 d 育児・介護関係

(a) 前回調査結果におけるF1の2（育児休業などの制度の利用状況）及びF2の2（介護休業などの制度の利用状況）それぞれの選択肢ごとの回答割合を説明してください（特に「その他」の回答割合はどの程度でしょうか。）。

(b) 「その他」の中から、とりわけ「フレックス・時差出勤」を分割することとする理由を説明してください。

【回答】

前回調査結果における育児・介護それぞれの制度の利用状況は以下の通りとなっている。

表1 (F1の2) 育児休業等制度の種類別育児をしている雇用者

	雇用者	割合
1_育児休業等制度の利用あり	1,390,700	100.0%
11_育児休業制度の利用あり	869,000	62.5%
12_短時間勤務制度の利用あり	395,200	28.4%
13_子の看護休暇制度の利用あり	328,400	23.6%
14_残業の免除・制限の利用あり	113,900	8.2%
15_その他の制度の利用あり	84,700	6.1%

表2 (F2の2) 介護休業等制度の種類別介護をしている雇用者

	雇用者	割合
1_介護休業等制度の利用あり	258,100	100.0%
11_介護休業制度の利用あり	34,500	13.4%
12_短時間勤務制度の利用あり	61,900	24.0%
13_介護休暇制度の利用あり	81,600	31.6%
14_残業の免除・制限の利用あり	25,700	10.0%
15_その他の制度の利用あり	79,300	30.7%

このうち、介護をしている雇用者について制度の利用状況を種類別にみると、「その他の制度の利用あり」の割合が「介護休暇制度の利用あり」に次いで2番目に高くなっている。

このため、「その他の制度の利用あり」から分割すべき制度について検討を行ったところ、以下のとおり、2020年就労条件総合調査（厚生労働省）調査の結果において「フレックスタイム制」を採用する企業が一定程度あり、また、第6回全国家庭動向調査によれば、女性に限定されるものの、フレックスタイム制を利用する者も一定程度存在することが確認されていることから、新たに「フレックス・時差出勤※」の選択肢を追加することとしたところである。

※ 2つの調査結果では、「フレックスタイム制」となっているものの、育児・介護休業法において「時差出勤」に相当する「始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ」も所定労働時間の短縮措置等として定められており、これは「フレックスタイム制」との親和性が高いことから、「フレックスタイム・時差出勤」として把握する。

○2020年就労条件総合調査（厚生労働省）

フレックスタイム制を採用している企業

- ・企業規模 1000人以上で 28.7%、300～999人で 13.8%、総企業数においても 6.1%

フレックスタイム制の適用を受けている労働者数

- ・企業規模 1000人以上で 16.7%、300～999人で 8.0%、総企業数においても 9.3%

○第6回全国家庭動向調査（2018年7月1日）（国立社会保障・人口問題研究所）

※有効票数は、有配偶女性で 6,142 枚、離死別女性で 1,517 枚

（有配偶）

- ・「介護休業・介護休暇」を利用した女性は 4.5%、
- ・「勤務時間の短縮」を利用した女性は 33.3%、
- ・「フレックスタイム制」を利用した女性は 8.9%、
- ・「在宅勤務」を利用した女性は 6.6%

（離死別）

- ・「介護休業・介護休暇」を利用した女性は 20%、

- ・「勤務時間の短縮」を利用した女性は 27.3%、
- ・「フレックスタイム制」を利用した女性は 10.5%、
- ・「在宅勤務」を利用した女性は 0%

注：割合は該当者に占める割合

1 (2) 調査事項の変更② (働き方改革関連以外の事項)

論点 a 拡充・変更する調査事項

- それぞれその背景や想定されている利活用を説明してください。

【回答】

拡充・変更する調査事項の背景事情はそれぞれ以下のとおりである。

① 学校区分【拡充】(4 (2) /資料1-2の75頁)

「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」(令和2年1月総合科学技術・イノベーション会議)において、我が国の研究力を総合的・抜本的に強化することを目的として、博士人材のキャリアパス拡大のための取組が進められている。このため、大学院の過程毎に、年間就業日数や週間就業時間、所得などの就業状態を明らかにすることにより、我が国の研究力を強化するための施策に寄与することを想定している。

② 週間就業時間【変更】(A5 (3) /資料1-2の79頁)

長時間労働の是正に向けた残業時間の上限規制の導入の影響や、テレワーク、フリーランス、副業などの柔軟で多様な働き方がもたらす労働時間の変化など、労働時間に係る統計ニーズは増していると考えられる。このような状況の中で、時系列比較も考慮しつつ、新たなニーズに対応するためには選択式の記入では柔軟な対応ができないことから、選択方式を取りやめ、自由記入方式とすることにより、労働時間に係るより詳細なデータが提供可能となることで、働き方改革等に係る各種施策に寄与することを想定している。

③ 就業希望する職種のうち「その他」の細分化【拡充】(B3 /資料1-2の87頁)

新型コロナウイルス蔓延防止の観点から、運輸業の増加が想定されているところである。このような観点から、就業希望する選択肢に新たに「運輸・清掃・包装等職」を追加することで、当該職業に係る潜在的な労働供給が明らかになることが想定される。なお、この細分化により、就業希望する職種について日本標準職業大分類別での把握ができるようになる。

④ 「就業開始時期」(旧調査票A7→新調査票A8、D2 /資料1-2の81頁、90頁)

新調査票A8を用いた継続就業期間について30年以上でまとめていること及び前回調査の際に地方公共団体から「相当の期間が経過している過去の就業開始時期について「月」まで記入することは困難である」という意見があったことを踏まえて、報告者の負担軽減を図るために「月」まで把握する期間を過去30年間に変更する。

論点b 削除する調査事項

(a) これまでどのような目的・利活用を想定して把握していたのでしょうか。これらの調査事項を設けた当初の目的を達したということでしょうか。

とりわけ、旧C 5（前の仕事の雇用契約期間の定めの有無・1回当たりの雇用契約期間）については、転職者の増加を背景として、雇用形態間の異動の実態を的確に把握する目的のため、前回調査において新設されたものですが、前回1回のみでの把握で取り止める理由は何でしょうか。

(b) e-Statのアクセス件数や行政施策上の利活用以外に、研究目的で利活用するニーズも乏しいのでしょうか。

【回答】

本調査においては既にA 3判の調査票を限界まで利用した設計となっているところであり、報告者の負担を考慮しつつ、統計ニーズに応えるためには、調査事項のスクラップアンドビルドが必須となっている。このため、今回の調査事項の追加・拡充に当たっては利用ニーズの観点や他の調査項目を使うことにより類似情報の代替が可能な調査事項を削除するものである。

調査事項を削除する個別の事情はそれぞれ以下のとおりである。

① 「1年前の就業・不就業状態」(旧調査票A15及びB10/資料1-2の86頁)

「1年前の就業・不就業状態」を用いることなく、既存の調査事項(新調査票A8やC1等)を活用することにより以下の場合において若干の相違が生じるものの「1年間の就業異動状況」を把握することが可能であり、また「1年間の就業異動状況」の集計により雇用の流動化をよりの確に把握できることから、今回追加する調査事項と報告者負担を考慮し、削除するものである。

－相違点－

調査日1年前の就業状態	調査日1年前～調査日の就業異動	調査日の就業状態	1年前の就業異動(平成29年)	1年間の就業異動(見直し案)
無業者	⇒有業者⇒無業者⇒	有業者	新規就業者	転職者
無業者	⇒有業者⇒	無業者	継続非就業者	離職者

② 「前職の雇用契約期間の定めの有無及び1回当たりの雇用契約期間」(旧調査票C5/資料1-2の89頁)

前回調査(平成29年調査)の企画時において、雇用形態間の異動についての実態把握のために設定したものであるが、当該調査事項を用いて作成している統計表のアクセス件数が他の項目と比較して低いこと、行政施策の利活用を見込んで設定したものの、関係行政機関などに確認をとったところ行政施策上の利活用がないことから、今回追加する調査事項と報告者負担を考慮し、削除するものである。

なお、削除する前職の雇用契約期間については、本調査の2次利用の状況(2018年度～2020年度)をみると、具体的な利活用は1件しかないことから、研究目的のニーズも比較的乏しいと考えているところである。

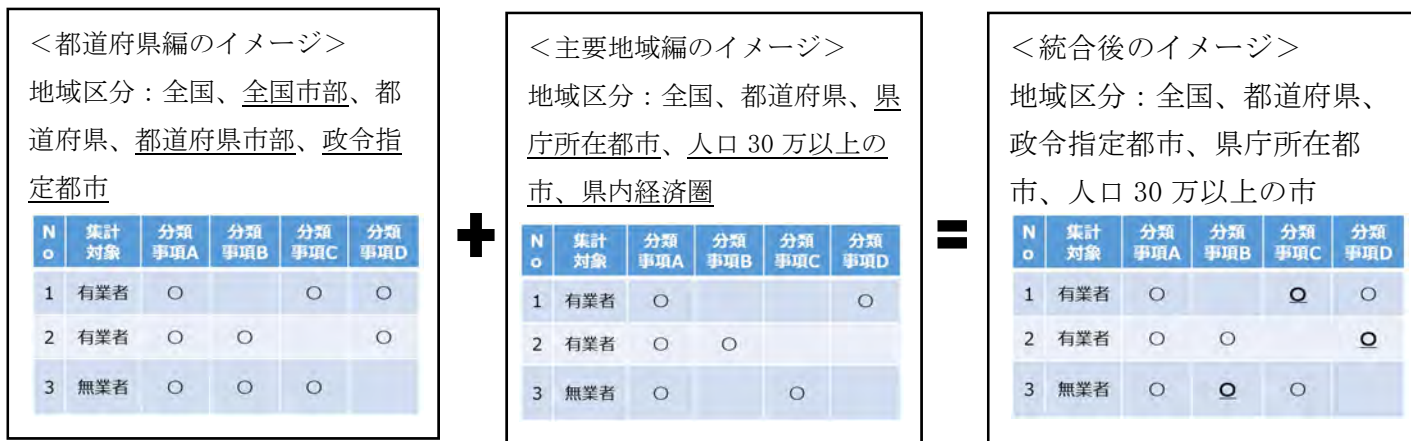
2 集計事項の変更

論点

(a) 地域別の表章結果を同一の集計表中で集計するとは、具体的に、どのようなイメージでしょうか。

【回答】

都道府県編と主要地域編を統合するイメージは下図のとおりであり、従来、都道府県編と主要地域編で別々の集計表として作成していたものを、一つの集計表としてまとめることにより、集計表を探す手間を減らすとともに、県庁所在都市、人口 30 万以上の市について、クロスをさせる分類事項等が増えることに伴い、より詳細な結果について提供することとしており、これらにより、統計利用者の利便性等の向上を図るものである。



(b) 表章地域のうち、全国市部、都道府県市部及び都道府県内経済圏（都道府県内ブロック）を廃止する理由について、地方公共団体からの意見の聴取状況を含めて説明してください。

【回答】

- ① 都道府県内経済圏については、平成 24 年調査時において、都道府県内のより詳細な結果を得ることにより、都道府県等において調査結果の利用が促進されることを主な目的として作成してきたもの。しかし、次回調査の検討に当たり、当該表章地域の利活用状況を行政機関及び地方公共団体から把握したところ、当初想定していたような利活用が確認できなかったことから、廃止することとしている。
- ② また、全国市部及び都道府県市部については、市町村合併の推進に伴い市部地域が拡大している中で、この表章が必ずしも都市的地域の特質を明瞭に示すものではなくなっており、表章の必要性が低下していると考えられる。ついては、廃止について地方公共団体に意見を求めたところ、特段の意見がなかったため、廃止することとしている。

3 報告者数の変更

論点

- 今回の変更に当たり、どのような試算により、世帯数を導いたのでしょうか。また、この措置を行わないと、想定される世帯人員は、どの程度の大きさになるのでしょうか。

【回答】

平成 22 年及び平成 27 年国勢調査の結果をみると、5 年間で 1 世帯当たり世帯人員は約 3.3%減少している。前回調査と同程度の標本数（15 歳以上世帯員数）を確保するためには、この減少分を世帯数で補う必要があることから、52 万世帯 \times 1.033 \approx 約 54 万世帯の世帯数が必要と考えたところ。

仮に、当該措置を講じない場合、世帯人員のサンプルサイズは、108 万人 \times 0.967 \approx 約 104 万人になると想定され、前回調査同様の結果精度を維持することが困難となることが見込まれる。

4 調査方法の変更

論点 a 郵送による提出方法の導入

(a) 調査票の提出方法について郵送を可能にするための検討経緯を、改めて説明してください。

【回答】

- ① 調査票の郵送提出については、昼間不在世帯の増加やオートロックマンションの増加などによる調査環境の変化や前回調査時の地方公共団体から郵送提出の導入を求める意見があること、
 - ② 本調査では郵送提出された調査票の受領、回収状況の調査員への伝達、必要な督促や検査等を行うための期間を確保することも可能であること
- から、回答方法の多様化による報告者の利便性向上と、郵送提出世帯に対して回収のための訪問が不要となることによる調査員事務の負担軽減を目的として導入するものである。

(b) 郵送の提出先は、どの機関になりますか。また、調査員を介さずに郵送又はオンラインで提出された調査票の提出状況について、調査員へ円滑に伝達するため、どのような措置を講ずる予定ですか。

【回答】

統計調査員が回収した調査票の1次審査を行うのは市町村（特別区を含む。以下同じ。）のため、郵送の提出先は市町村を想定している。

郵送・オンラインにより提出された調査世帯には統計調査員は回収に行く必要がないため、これらの情報を地方公共団体及び統計調査員で迅速に共有・伝達ができるよう郵送・オンラインの提出状況を一元的に管理する提出状況管理システム（仮称）を構築することとしている。

(c) 今般の措置に伴う地方公共団体における事務負担の増減について説明してください（実査を担当する地方公共団体からの意見の聴取状況を含みます。）。

【回答】

これにより、従前調査員が回収に向いていた負担が一部軽減される一方で、市町村において、審査事務や郵送提出状況を提出状況管理システムに入力する事務等の増加が見込まれる。このようなことも踏まえ、市町村において確実な審査を可能とするための審査に要する賃金の増額といった経費措置を予定している。

(d) 配布については、調査員配布が維持されますが、郵送配布を行わない理由を説明してください。

【回答】

統計調査を実施するに当たっては、調査員証を保有した調査員が世帯と面会し、調査の必要性を説明することにより、確実に調査対象への調査票の配布ができるとともに、国が実施する統計調査である信頼性を確保することもできる。このようなことが調査への回答を促すことに有用であり、結果として高い回収率が確保できるものである。これに加え、本調査においては、1世帯1枚の調査票ではなく、15歳以上世帯員1人につき1枚の調査票を配布するものであることから、当該世帯に何枚の調査票が必要かを把握するためにも調査員が調査世帯と話をする必要があるので、原則として調査員による配布を行う必要がある。

論点 b オンライン調査の更なる利用の促進

○ ①前回調査におけるオンライン調査の実施状況やその検証結果、②オンライン調査の更なる利用の促進のため、今回調査において講ずる方策について説明してください。

【回答】

① 前回調査におけるオンライン調査の実施状況やその検証結果

平成24年調査までは一部地域で実施していたオンライン調査について、平成29年調査から全国で実施し、その結果、オンライン回答率（調査対象世帯に占める割合）は20.4%となった。

このオンライン回答について、回答の日時、回答デバイス等の状況を見ると、

- i) 回答期限前の土日祝日又は回答期限の日(10/9)に上昇する傾向にあり(次ページの図参照)、
- ii) 全体の回答中PCの回答率が64.1%、スマホの回答率が35.9%となっている。

② 今回調査において講ずる方策

上記①のi)の結果を踏まえ、オンライン回答期限（調査員が回収を始める直前）を目途にオンライン回答を促すリーフレットを調査世帯に配布することを予定している。

また、前回調査における電子調査票は、PC版とスマホ版の2種類を作成したが、双方の連携を取らなかったため、同一IDからの両電子調査票の回答などが発生するなどの支障が生じた。このこと及び上記①のii)の結果も踏まえ、PC/スマホのどちらでも円滑に回答可能となるよう、レスポンシブデザイン（閲覧者が使用するデバイスにかかわらず、最適化されたレイアウトで画面を表示する機能）による電子調査票を開発することなどを予定している。

図 日別オンライン回答（構成比）－平成 29 年調査－

